

令和 7 年(2025年) 1 0 月 2 0 日
観光スポーツ文化部文化振興課

下関市民会館に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市民会館に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります、下関市議会令和 7 年第 4 回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

① 名称

下関市民会館

② 所在地

下関市竹崎町四丁目 5 番 1 号

③ 施設内容

市民の文化の向上と福祉の増進を図るため、市民会館を設置する。

(2) 指定期間

令和 8 年(2026年) 4 月 1 日～令和 1 3 年(2031年) 3 月 3 1 日

(3) 指定管理候補者の概要

① 名称

公益財団法人下関市文化振興財団

② 所在地

下関市竹崎町四丁目 5 番 1 号

③ 主な業務内容

下関市における文化芸術及び生涯学習の振興を図り、市民の自主的かつ創造的な文化活動及び生涯学習活動を支援促進し、心豊かな生活の向上に寄与すること

2 選定までの経緯

令和 7 年(2025年) 9 月 1 8 日 非公募により申込書の受付開始

令和 7 年(2025年) 9 月 2 5 日 受付の終了

令和 7 年(2025年) 1 0 月 1 5 日 下関市指定管理候補者選定委員会(下関市民会館)から下関市長が意見書を受理

令和 7 年(2025年) 1 0 月 2 0 日 下関市が指定管理候補者を選定

(1) 申込資格

- ① 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税、労働保険料などの公租公課を滞納していないこと
- ② 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）による再生手続又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による更生手続中でないこと
- ③ 過去 2 年以内に、責めに帰すべき事由で指定管理者の指定取消しを受けていないこと
- ④ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 により下関市の入札参加制限を受けていないこと
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと
- ⑥ 過去 2 年以内に労働基準監督署是正勧告を受けたことが無いこと又は是正済みであること
- ⑦ インボイス（適格請求書発行事業者）登録済であること
- ⑧ 市民会館管理運営に必要不可欠な有資格者配置が可能であること
- ⑨ その他、市長が必要と認める資格要件を満たしていること
- ⑩ 手続条例第 6 条第 1 項第 1 号に該当し、現指定管理者（公益財団法人下関文化振興財団）であること

(2) 申込状況

申込書提出団体数 1 団体（(公財)下関市文化振興財団）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市民会館）が開催され、ここにおいて、申込者から提出された事業計画書、収支計画書、申込団体の経営状況を説明する資料等及び申込団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、申込団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、適当と認め、指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会(下関市民会館)の委員(5人)

【学識経験者】川野 裕一郎(東亜大学 教授) 委員長

【経営又は財務に関する有識者】山田 康雄(中国税理士会下関支部 税理士)

【施設等の利用に関する有識者】白井 晶子(山口県吹奏楽連盟下関支部 地区長)

【文化芸術の専門家】望月 雅子(下関市文化協会 副会長)

【下関市職員】植田 禎俊(観光スポーツ文化部 部次長)

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

各委員100点満点の採点とし、60点以上の採点をつけた委員が出席委員の過半数を超えていること、かつ平均点が60点以上であること。

※審査基準は別紙1「指定管理候補者審査基準」のとおり

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 採点結果

公益財団法人下関市文化振興財団					
委員	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
採点	90	80	80	100	80
合計点	430				
平均点	86				

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

- ①会計経理について
- ②子育て世代への施設設備について
- ③職員の雇用について
- ④職員の資格取得について
- ⑤行事について
- ⑥来館者と利用料金の関係について
- ⑦利用者の意見と改善への取組みについて

(3) 議事録(要点)

別紙２「議事録（要点版）」のとおり

７ 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、公益財団法人下関市文化振興財団を指定管理候補者に選定しました。

（１）選定された団体の主な提案内容

別紙３「提案概要」のとおり

（２）選定の主な理由

- ① 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第４条第１項各号の選定基準を満たしているため。
- ② 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市民会館）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

８ 提案額

５年間の平均額 １ ８ ０， ２ ４ ２， ８ ０ ０ 円

５年間の合計額 ９ ０ １， ２ １ ４， ０ ０ ０ 円